

令和5年第2回遠軽地区広域組合議会（臨時会）会議録

- 1 期 日 令和5年7月24日（月曜日） 10時00分開会  
2 場 所 遠軽町議会議場
- 

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明  
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 5 議案第1号 遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について  
日程第 6 議案第2号 工事請負契約の締結について  
日程第 7 議案第3号 工事請負契約の締結について  
日程第 8 議案第4号 財産の取得について
- 

出席議員（12名）

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 辺 清 夏 君 | 2 番  | 小 形 秀 和 君 |
| 3 番  | 渡 部 正 騎 君 | 4 番  | 山 本 悟 君   |
| 5 番  | 高 田 映 二 君 | 6 番  | 高 橋 紀 久 君 |
| 7 番  | 秋 元 直 樹 君 | 8 番  | 山 本 栄 子 君 |
| 9 番  | 黒 坂 貴 行 君 | 10 番 | 村 田 一 志 君 |
| 11 番 | 佐 藤 昭 男 君 | 12 番 | 杉 本 信 一 君 |
- 

列席者

- 管 理 者 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君
- 

出席説明員

- |           |           |         |           |           |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 副 管 理 者   | 武 田 温 友 君 | 副 管 理 者 | 刈 田 智 之 君 |           |
| 会 計 管 理 者 | 奥 山 隆 男 君 | 事 務 局 長 | 門 脇 和 仁 君 |           |
| 次 長       | 兼 田 信 広 君 | 消 防 長   | 消 防 署 長   | 会 田 政 敏 君 |

総務課長 宗村政彦君 消防課長 菊地貴博君  
予防課長 林史久君 衛生施設課長 田宮克彦君  
出納課長 遠藤新一君 総務課主幹 兼田篤君

---

事務局出席者

事務局 中村正憲君 事務局 安念亮太君  
事務局 西川広大君

---

10時00分 開会

○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和5年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会を開会します。  
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして諸般の報告をします。

○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局側の出席者につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

本日の議事日程は8までとなっております。

なお、工事、物品等の発注状況及び遠軽地区広域組合例規集を配付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉本信一君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には会議規則第84条の規定により、4番山本議員、5番高田議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

令和5年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたり、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和5年第1回（定例会）以降における行政について、御報告いたします。

事務局・消防本部、消防署の新庁舎建設事業につきましては、現在、遠軽町と共に設計業務を進めているところであり、また、建設位置である現庁舎の前庭につきましては、来春から予定している新庁舎建設の工期を十分に確保するため、今月から整地に着手したところでもあります。

次に、衛生関係では、遠軽町向遠軽に建設中のマテリアルリサイクル推進施設建設事業につきましては、令和6年3月31日の工期に向けて本体工事が順調に進捗しているところでもあります。

湧別町福島に建設予定の一般廃棄物最終処分場建設事業につきましては、7月6日に入札を行い、仮契約を締結しているところでもあります。

また、日常の施設運転に関しましては、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており円滑な処理が行われている状況であります。

今後も構成3町との連携を密にし、引き続き、ごみの減量化に協力いただくとともに、適正な施設の維持管理を行ってまいります。

次に、6月末日までの消防関係の出動概況につきまして御報告いたします。

火災発生状況につきましては、建物火災が9件、車両火災が3件、その他火災が3件の合計15件で昨年同時期と比較しますと8件増加しております。

続いて救急出場状況ですが、出場件数が802件、搬送人員は739人であり昨年同時期と比較しますと出場件数が70件、搬送人員が84人、それぞれ減少しております。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第1号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を整備するとともに、喫煙等の標識に関する規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

議案第2号と議案第3号「工事請負契約の締結について」は、令和5年から7年度一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事と、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事について、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「財産の取得について」は、救急車に配備しております自動体外式除細動器の更新に伴い、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉本信一君）

日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、専決第1号専決処分書をお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したもので、専決処分を行った日は、令和5年5月2日であります。

専決処分の理由といたしましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律にかかると新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日より5類感染症に移行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止するため本条例を定めたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

附則中、第2項の前の見出し、同項及び第3項を削ることにより、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため防疫等作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を廃止するものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和5年5月8日から施行させていただいたものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第1号遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

林予防課長。

#### ○予防課長(林史久君)

議案第1号遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を整備するとともに、喫煙等の標識に関する規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。

別紙を省略いたしまして、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料遠軽地区広域組合火災予防条例新旧対照表1ページをお開き願います。

第11条の2第1項中「自動車等に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。にコネクターを用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。をいう」を「を除く。をいい、分離型のものにあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加えます。

イ、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの。

ロ、分離型のものにあつては、充電ポスト。

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加えます。

「ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。」

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に。

2ページをお開き願います。

「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加えます。

第17号急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。  
第16条第1項中、3ページをお開き願います。

「いう。」の次に「以下同じ。」を加えます。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表7に定めるものとしなければならぬ」を「健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加えます。

第4項第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合。4ページをお開き願います。するものとしなければならない。第23条第5項中「前項」を「第3項」に改めます。別表7を削ります。

以上で参考資料の説明を終わりました。別紙2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の遠軽地区広域組合火災予防条例、以下「新条例」と説明します。

第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものとし、新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとし、

この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、

以上で議案第1号の説明をおわります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第1号遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号工事請負契約の締結について。

日程第7 議案第3号工事請負契約の締結について。

以上2件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順に説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第2号、工事請負契約の締結について、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 契約の目的は、令和5～7年度一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事であります。

2 契約の方法は、制限付一般競争入札で、7月6日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

制限付一般競争入札とは、入札への参加資格要件を定めて公告を行い、参加者を広く募ったうえで行う入札のことで、透明性や公平性の面で優れております。

入札は、共同企業体2者、単独業者1者、合わせて3者から入札参加申請があり、競争入札参加者審査委員会において、入札参加資格が認定された、3者により行っております。

3 契約金額は、24億5,300万円、税込みであります。

4 契約の相手方は、渡辺・西村・岸特定建設工事共同企業体。

代表者は、紋別郡遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜。

構成員、紋別郡湧別町栄町133番地の1、株式会社西村組、代表取締役、西村幸浩。

構成員、常呂郡佐呂間町字宮前町176番地の2、株式会社岸組、代表取締役、岸良明であります。

工期につきましては、契約締結の日から令和8年3月13日までとしております。

工事の概要につきましては、参考資料を御参照願います。

また、入札状況につきましては、入札状況調書、建設工事、番号1番に記載しておりますので、御参照願います。

続きます。

議案第3号 工事請負契約の締結について、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 契約の目的は、令和5～7年度一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事であります。

2 契約の方法は、制限付一般競争入札で、7月6日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

入札には、単独業者2者から入札参加申請があり、競争入札参加者審査委員会において、入札参加資格が認定された、2者により行っております。

発注方法は、高い技術力のある民間事業者のノウハウや固有技術を活用し、施設の品質向上及びコスト縮減を図るため、発注者が求める処理能力、環境保全性能等を規定した発注仕様書に基づき、実施設計と工事施工を一括で発注する性能発注方式を採用いたしました。

3 契約金額は、10億4,266万3,600円、税込みであります。

なお、参加2者が、同価での入札でありましたので、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札者を決定しております。

4 契約の相手方は、札幌市中央区北2条東2丁目1-17、共和化工株式会社札幌支店、支店長、渡邊康大。

工期につきましては、契約締結の日から、令和8年3月13日までとしております。

工事の概要につきましては、参考資料を御参照願います。

なお、浸出水処理施設につきましては、今後の実施設計の中で確定することになりますので、変更があることを御理解願います。

また、入札状況につきましては、入札状況調書、建設工事、番号2番に記載しておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、一括上程いたしました、議案2件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第2号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を、採決いたします。

採決は、上程の順により、案件ごとに行います。

これより、議案第2号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号「財産の取得について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。



宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第4号財産の取得について、次のとおり財産を取得するため、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 取得の目的は、5台の救急車に配備しております自動体外式除細動器、現有機器の更新時期が到来したため、最新鋭の自動体外式除細動器を購入するものであります。

2 取得する財産は、救急車積載用自動体外式除細動器、5台。

3 取得方法は、指名競争入札で、7月6日に、指名業者3者による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4 取得価格は、799万7千円、税込みであります。

5 取得の相手方は、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社、代表取締役、中本行洋。

納期につきましては、令和6年3月6日まで。

入札状況につきましては、入札状況調書、番号1番に記載しておりますので、御参照願います。以上で、説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第4号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和5年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会を閉会いたします。

10時28分 閉会

議長

杉本 信一

---

議員

高田 映二

---

議員

山本 悟

---